

福祉医療（乳幼児以外）の更新申請

6月30日(木)までに
手続きを

現在の福祉医療費受給券（乳幼児以外）、重度心身障害老人等福祉助成券、または精神科通院医療費受給券は、8月1日(月)から新しいものになります。引き続き医療費の助成を受けるためには、更新の手続きが必要で、更新の流れを左図で示します。乳幼児で福祉医療費受給券を受けている人は、今回の更新手続きは不要です。彦根市の医療費助成制度は、下表のとおりです。新たに該当すると思われる人はお問い合わせください。

問い合わせ先 雨保険年金課 ☎ 30-6136番、FAX 22-1398番

更新の流れ

- 雨保険年金課から6月初めに、手続きに必要な書類を郵送します
- 6月30日休までに更新申請書を提出してください
- 雨保険年金課が所得などの審査を行います
- 引き続き8月1日以降も該当する人には、7月25日(月)頃に受給券を郵送します

※更新申請書の提出がない場合は、新しい受給券などを受けていただくことができませんので、ご注意ください。
※審査の結果、前年所得が所得制限額を超過した場合は、受給券などを利用することはできません。

下記の対象に該当する人は、医療費の助成が受けられる場合があります
▶申請に必要なもの **健康保険証、印鑑** ※区分により追加書類などが必要

区分	対象	追加書類など
乳 幼 児	0歳児から小学校入学前 (6歳の誕生日の前日以後における最初の3月31日まで)の乳幼児	
小 中 学 生 入 院 医 療 費 助 成	彦根市に住民登録があり、健康保険に加入している小・中学生 (入院にかかる医療費のうち保険適用の自己負担分を償還払いで助成します。保険の効かないもの〈差額ベッド代など〉や入院中の食事代、交通事故などは助成されません)	通帳、領収書など
重度心身障害者	身体障害者手帳(1~3級)または療育手帳(A1、A2)を持つ人 特別児童扶養手当支給対象児童で障害の程度が1級の人	身体障害者手帳 または療育手帳など
精神障害者精神科 通院医療費助成	精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)を持ち、精神障害者通院医療費公費負担の適用を受けている人※精神障害治療にかかる通院医療のみ対象	精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証(精神通院医療)
ひとり親家庭	母子・父子家庭で、18歳未満の児童(18歳の誕生日の前日以後における最初の3月31日までの人)を扶養している母または父と児童	児童扶養手当証書など
ひとり暮らし寡婦 (65歳未満)	かつて母子家庭の母に該当していた人で、ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており、今後も継続すると見込まれる人	ひとり暮らし寡婦申立書など
ひとり暮らし高齢寡婦 65~74歳	ひとり暮らし高齢寡婦	
心身障害者	身体障害者手帳(4級)または療育手帳(B1)を持つ人	身体障害者手帳 または療育手帳
低所得者	市民税を課せられている人がいない世帯に属し、扶養者も非課税の人	

ご注意ください!
▶彦根市の医療費助成制度には、所得制限があります。本人、配偶者、扶養義務者（保険の扶養義務者、税の扶養義務者、同一住所の最多所得者）の所得が把握できない場合は、前住所地などでの課税証明書（所得額の方かるもの）が必要です。
▶福祉医療の区分や本人・配偶者・扶養義務者の所得状況などにより、自己負担金が生じる場合があります。

河川の避難情報を発令する判断基準水位が変更されました

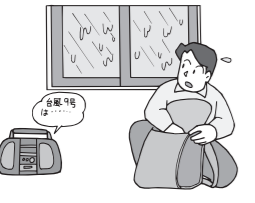
困 危 機 管 理 室

市では、河川の増水に対して、水位や雨量などから判断し、皆さんに避難情報を発令する目安となる判断基準水位を定めています。今回、滋賀県水防計画の見直しにより、県内の主な一級河川の判断基準水位が変更になりました。これにより市内を流れる4つの水位周知河川（愛知川、宇曾川、犬上川、芹川）の避難情報の発令の判断基準水位も変更になりました。（下表）

これまででは、危険水位などの設定が低く、早い段階でその水位に到達する河川が多く、避難情報を発令しても、実際には住民の避難行動につながっていないという課題がありました。

水位周知河川	量水標 (水位測定場所)	避難準備情報	避難勧告	避難指示
愛知川	御幸橋	1.75 (1.50)	2.30 (1.60)	2.80 (2.30)
宇曾川	金沢大橋	2.90 (2.80)	3.70 (3.60)	4.50 (4.20)
犬上川	千鳥橋	2.00 (1.70)	2.30 (2.00)	2.55 (2.20)
芹川	芹川旭橋	1.00 (0.90)	1.40 (1.20)	1.80 (1.50)

カッコ内は変更前の水位です。単位：m



れたもので、より切迫した段階での避難情報の発令になります。災害時には情報をしっかりと入手して、迅速かつ安全に避難していただきますようお願い

いします。
避難情報の伝達方法
避難情報の発令をした場合、住民の皆さんには緊急通報システムにより自治会などを通じて伝達します。

避難情報の入手手段
テレビ NHKデータ放送
「防災・生活情報」リモコンのdボタンを押して確認
ラジオ FMひこね(78.2MHz)

市ホームページ トップページに「彦根市緊急災害情報」を表示
市災害用ツイッター 彦根市防災@doussai_tikone
市メール配信システム 登録された人へのメール配信
緊急情報メールなど NTTドコモ社、ソフトバンク社、KDDI社(au)の携帯電話など

※詳しくは、彦根市ホームページに掲載しています。
問い合わせ先 困危機管理室 ☎ 30-6150番、FAX 23-1777番

生活に困窮していませんか
困 社 会 福 祉 課
働きたくても働けない、住むところがなくなる、働けな



い家族がいるなど、日々の生活で困っていることを相談ください。

▼自立支援相談事業
経済的に困っている課題を支援計画を立てて解決します。仕事が見つからない人への就労支援も行います。

▼住居確保給付金
離職により寮などの住居を失った人や住宅を失う恐れのある人に、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。

▼就労準備支援事業
長期間のひきこもりなどを理由に、すぐに働くことが不安な人に対して、農作業体験や就労体験を行います。それらの体験を通して、規則正しい生活習慣と社会的能力を取り戻してもらうことを目指します。

▼一時生活支援事業
住居のない人に対して一定期間宿泊場所や食べ物の提供を行いながら、就労支援を行い自立を目指します。

▼学力向上支援事業
支援世帯で勉強に不安を抱える中学生を対象とした学習支援を行います。また、勉強以外の悩みなども小学生から高校生までを対象に相談に応じます。

彦根市いきがいわくワークセンターの開設
子育てや家族の介護など、さまざまな理由から仕事をしたい人もなかなか見つからない人の生活状況や能力に応じた就労先を紹介いたします。誰もが安心して働き生活できる地域で支え合うまちづくりを目指した無料職業紹介事業所です。

困 社 会 福 祉 課
お問い合わせ先 困社会福祉課 ☎ 23-9590番、FAX 26-1768番

事業者・団体のみなさん
事業に協力いただける事業者・団体を募集しています。詳細は担当者が説明にうかがいますのでお問い合わせください。

困 社 会 福 祉 課
お問い合わせ先 困社会福祉課 ☎ 23-9590番、困子育て支援課 ☎ 26-0994番
いずれもFAX 26-1768番